

京都大学複合原子力科学研究所の名義並びにシンボルマーク  
及び略称ロゴマークに関する要項

[平成22年2月1日 所長裁定制定]

(趣旨)

第1条 この要項は、京都大学複合原子力科学研究所（以下「本研究所」という。）の名義並びにシンボルマーク及び略称ロゴマークに関し必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第2条 本研究所の名義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京都大学複合原子力科学研究所
- (2) 京大複合研
- (3) Institute for Integrated Radiation and Nuclear Science, Kyoto University
- (4) KURNS

(シンボルマーク)

第3条 本研究所のシンボルマークは、別図第1のとおりとする。

(略称ロゴマーク)

第4条 本研究所の略称ロゴマークは、別図第2のとおりとする。

(使用に関する総括)

第5条 本研究所の名義並びにシンボルマーク及び略称ロゴマーク（以下「名義等」という。）の使用に関しては、学術情報本部長（以下「本部長」という。）が総括する。

(名義等の使用)

第6条 本研究所の職員は、職務に関連して、本研究所の名義等を使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、本研究所の職員は、次の各号に掲げるものに本研究所の名義等を使用することができる。

- (1) 本研究所が主催若しくは共催又は後援するシンポジウム及び講演会その他の行事に関するもの
- (2) 前号の行事に係る図書の刊行等学術事業に関するもの

第7条 前条に定めるもののほか、本部長が適当と認める団体等は、本部長が指定する用途に本研究所の名義等を使用することができる。

(名義等の使用許可)

第8条 次の各号に該当する場合は、本部長に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本研究所の名義等を使用することができる。

(1) 前2条に定める者が同条に定めるもの以外のものに本研究所の名義等を使用する場合

(2) 前2条に定める者以外の者が本研究所の名義等を使用する場合

第9条 本研究所の名義等は、営利目的に使用してはならない。

第10条 第5条から第7条までの規定により、本研究所の名義等の使用を認められた者(以下「使用者」という。)以外の者は、本研究所の名義等を使用してはならない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、この要項及び別に定める使用上のルールその他諸規定並びに名義等使用の許可に付された条件を遵守しなければならない。

(使用の取消等)

第12条 本部長は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 使用者以外の者が本研究所の名義等を使用した場合は、本部長は、当該使用を中止させるものとする。

3 前2項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことにより損害が生じることがあっても、本研究所はその責を負わない。

(事務)

第13条 本研究所の名義等の使用に関する事務は、学術情報本部IT支援チームにおいて処理する。

附 則

この要項は、平成22年2月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年2月28日から実施する。

## 別図第1



(シンボルマークコンセプト)

京都大学複合原子力科学研究所が、原子炉を持つ研究所としての役割を引き続き果たしつつ、多様な学問分野を融合し、新たな研究分野を創出する複合原子力科学の拠点として、今後も学術・科学技術に貢献していくことをコンセプトとしています。

シンボルマークは、研究炉（炉心）をモチーフとしつつ、安定、土台（力強い、つながり）を基盤に、複合する（色々なものが集まる）ことにより、躍進（飛び出る、ひろがり）していくことを表現しています。

使用している「濃水色」は、チェレンコフ光や多様な生物が集まるオアシス「水場」をイメージしています。

## 別図第2

# KURNS